

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

「憲法学における人権」の学習(導入段階)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 安枝, 伸雄 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/5723

「憲法学における人権」の学習(導入段階)

外国語学部准教授 安枝 伸雄

1. はじめに

筆者は、本エッセイで、大学が提供する一般教養としての「憲法学における人権」の学習の導入段階で、学習者が混乱しないために留意すべき点等について述べたい。筆者は、学習の導入段階で、学習者に対し、「憲法学における人権」で中心的に取り扱われるテーマと、いわゆる人権問題で中心的に取り扱われるテーマとの間に違いがあることを示すことが有益であると考えⁱ。以下、①両テーマの違い、②違いがあることを示すことがなぜ有益か、③関連する考察の順に述べる。

2. 両テーマの違い(①の点)

そもそも、「憲法学における人権」といっても様々な意味や考え方があるⁱⁱ。本エッセイでは、乱暴ではあるが、「憲法学における人権」を、「人権という考え方」と「個別の人権」(いわゆる新しい人権を含む)の2つの内容を含むものととらえる。前者は、人権の客観的価値、すなわち、人権の歴史的展開、人権の根拠、個人の尊重の原理などである。後者は、たとえば、憲法第21条の定める表現の自由(日本国憲法典に列挙されているもの)や、名誉権(日本国憲法典に明確に書かれてはいないが人権であるとされるもの)などであ

ⁱ 憲法の人権問題と社会の人権問題のズレを指摘するものとして、浦部法穂『憲法の「人権問題」と社会の「人権問題」』、<http://www.jicl.jp/urabe/otona/20150205.html>、最終検索日2016年1月27日)。

ⁱⁱ 基本的人権、基本権、人権という言葉、日常生活における「人権」の多様性や背景的権利・法的権利・具体的権利の区別等が、佐藤幸治、『日本国憲法論』(成文堂・2013) 122頁 - 123頁に紹介されている。なお、筆者は、本エッセイの参考文献において、同書の記述内容を中心に紹介している。その理由は、筆者が、憲法学を学ぶ際には、まずは、一人の一貫した見解を理解すべきと考えているからである。

る。

そして、「憲法学における人権」で中心的に取り扱われるテーマは、「人権という考え方」ⁱⁱⁱ（とりわけ個人の尊重の原理）を前提に、公権力が個人の人権（「個別の人権」）を侵害していないかという問題である。たとえば、仮に、国会が、不特定の集団に対する名誉毀損的表現を規制する新たな刑罰法規^{iv}を作ろうとする場合、そのような新たな法律が憲法第21条の保障する表現の自由に対するいきすぎた制約であるとして人権侵害にならないかということが、まずは、問題となる。

これに対し、いわゆる人権問題で中心的に取り扱われるテーマは、次の2つであると考えられる。第一に、「人権という考え方」プラスアルファである。すなわち、人権の客観的価値に加えて、思いやり・やさしさ・仲良く等の道徳的価値である^v。第二に、人が他人の人権を侵害していないかという問題である^{vi}。たとえば、ある人（A）が、他人（V）の名誉を傷つける事実をインターネット上の掲示板に書き込んだ場合、Aの行為がVの名誉権という人権の擁護との関係で問題とされるべきこととなる。

ⁱⁱⁱ 人権という考え方と言っても、様々な意味がありうる。たとえば、佐藤幸治は、いわゆる私人間効力の「問題を考えるにあたって、出発点とすべきは、『人権』という考え方は私人間でも妥当するということである。」とする（佐藤幸治、前掲書、167頁）。そのうえで、同人は、日本国民が人権侵害としてまず私人による人権侵害を意識する状況に関し、『従来、このような意識状況は、本来、公権力に対する防禦権としての基本的人権の保障の趣旨に対する理解不足によるものと解する傾きが少なくとも憲法学にあったように思われるが、具体的な生活の場にある多くの国民にとって、「人権」の侵害者が公権力であるか「隣人」（私人）であるかは二義的にすぎないかもしれない。』とする（佐藤幸治、前掲書、167頁）。なお、筆者は、市民に、「人権侵害は私人によるものである」という意識があるのは、啓発や教育の成果（結果）とみる余地もあると考える。

^{iv} 現行の名誉毀損罪（刑法230条）について、「判例は、被害者は特定したものであることを要し、単に東京市民又は九州人というような漠然とした表示であれば、本罪は成立しないとす」前田雅英ほか編、『条解刑法第3版』（弘文堂・2013）676頁。したがって、このような架空の法律を考える余地はある。ただし、同書は、「集合的名称により対象とされる複数人について共通した社会的評価を害することになるような場合には、本罪の成立が否定されないものと解される」としている（前田雅英ほか編、前掲書、676頁）。

端的にいえば、「憲法学における人権」は、公権力による人権侵害を主なテーマとしているのに対し、いわゆる人権問題は、「人権という考え方」プラスアルファと私人による人権侵害を主なテーマとしているといえる。

3. 違いがあることを示すことがなぜ有益か（②の点）

「憲法学における人権」を学習する者の背景は様々である。たとえば、海外の教育を受けた者や、一昔前の教育を受けた社会人もいる。また、近時の日本の教育を受けた者の間でも、学習の到達度には差異がある。ただ、その中には、いわゆる人権問題を学習し、人権は絶対的であるとか、自他の人権を尊重しなければならないとか、人権侵害をするのは隣人（私人）であり、隣人（私人）から人権を擁護しなければならないといった知識や考え方を前提に学習に取り組む者もいるであろう。

^v 思いやり・やさしさ・仲良くの内容は、必ずしも一つの意味を持つものではないが、これらが真に人の内面からわき上がってくるのであれば、とりたてて問題視する必要はないであろう。しかしながら、思いやり・やさしさ・仲良くといった同調的な価値規範が、外から押しつけられるものとなった場合、これらは、自由主義（人権尊重原理）と対立するものとなりうる。思いやり・やさしさ・仲良くといった道徳的価値は、本来、国家の手ではなく、私的領域において人が他人（たとえば、親、先輩や友人）の行動を見ながら自然と培っていくべきものであったのかもしれない。

なお、同調性に関し、佐藤幸治は、憲法99条の憲法尊重擁護義務の規定に「国民」が含まれていないことを重視し、その理由を、「つまり、日本国憲法は、国民が憲法の最終的擁護者であることを自覚しつつも、相互に同調を厳しく求める日本の過去の傾向にも鑑み、徹底した自由主義の立場に立ち、憲法に対する忠誠の要求の名の下に国民の自由が侵害されることを恐れた結果であると解されるのである」としている（佐藤幸治、前掲書、47頁）。

^{vi} 法務省人権擁護局は、人権擁護局フロントページで、『「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものだと私たちは考えています。子どもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と話しています。』としたうえで、私人間における人権侵害を人権問題ととらえ、様々な人権課題を挙げている（法務省『主な人権課題』、<http://www.moj.go.jp/JINKEN/kadai.html>、最終検索日2016年1月27日）。

その者が、「憲法学における人権」の学習をはじめた段階で、「人権は制限される」^{vii}、「自らの人権と他人の人権は矛盾・衝突する」^{viii}、「人権侵害をするのは公権力である」^{ix}と聞き、混乱してしまうこともあるだろう。

混乱の原因は、主に、学習者がいわゆる人権問題の学習により培った人権のイメージと、新たに学習する憲法学で直面した人権のイメージにずれがある点にあると考えられる。いわゆる人権問題は、初等中等教育の段階から、啓発や教育が行われている。そのため、憲法学を大学で学ぼうとする者は、すでに自分なりの人権のイメージを持っている可能性が高い。そのような自分なりの人権のイメージ（それまでの学習の到達度によって学生ごとに異なる）と「憲法学における人権」のイメージとがずれるのである。

このような人権のイメージのずれは、人権問題と憲法学の双方を深く理解すれば解消されうるものである。しかし、学習者が、学習の導入段階から混乱を抱えると、学習効率や学習意欲が下がる可能性がある。そこで、筆者は、学習の導入段階において、ずれをはっきり示すことにより、学習者の混乱を解消することが、有益であると考ええる。

4. 関連する考察（③の点）

(1) 双方の学習による理解の深まり

以上のような違いをふまえたうえで、「憲法学における人権」の学習といわゆる人権問題における人権の学習の関係をいかに考えるべきであろうか。いずれが正しいとか間違っているという視点は建設的ではなかろう。学習者の立場

^{vii} 思想・良心の自由のように他者加害原理があてはまらず、公共の福祉との関係では制限されないと考えられている人権もある。

^{viii} 人権の衝突については、大学入学以前に、私人間での表現の自由と名誉権の調整として学習していることもあろう。ただ、筆者のいう「矛盾・衝突」は、公権力による人権制約や公共の福祉の考え方を念頭に置いている。

^{ix} 人権が公権力による侵害から市民を守るものという視点を教える際には、公権力に関わっている公務員や政治家らのすべてがおかしく疑うべきとのメッセージにならないように留意する必要がある。憲法が、主に公権力による人権侵害を取り上げるのは、それが、憲法の役割であるからにすぎない。

から考えるならば、どのような学習をすることが、学習者にとってより有益かという視点で考えるべきであろう^x。

まず、人権問題を学習することにより「憲法学における人権」の学習が深まる。たとえば、いわゆる人権問題の学習の成果^{xi}として、人権が大切であることを理解する。そうすると、「憲法学における人権」の学習において、人権の制限とその限界についての理解をしやすくなるであろう。すなわち、「憲法学における人権」では、「個別の人権」は、絶対的ではなく、他者を傷つけてはいけない等の理由により制限されることを学習する。人権の大切さを学んだ者は、そのように人権が制限される可能性があることを学習しても、「人権は、容易に制限できる」とは理解しないであろう。むしろ、その者は、人権の大切さを出発点に、公権力が、どこまでであれば、例外的に人権を制限できるかを緻密に考えるべきであると理解するであろう。

たとえば、先に挙げた不特定の集団に対する名誉毀損の表現を規制する新たな刑罰法草案の例をとる。人権の大切さを学んだ者は、憲法第21条で保障される表現の自由が大切であることを出発点にするであろう。そして、その者は、表現の自由の価値等まで遡って緻密に考え、公権力が、表現の自由をどこまで制限できるかの結論を出すであろう。

他方、「憲法学における人権」を学習することにより人権問題の学習も深まるであろう。「憲法学における人権」を学んだ者は、先に挙げた法案について考える際、「人権は、絶対である」とか「名誉は守られるべきである。」といった抽象的な言葉を振り回して思考を停止しないであろう。むしろ、その者は、一方の立場だけではなく、様々な立場から物事を考えることができるようになるであろう。

たとえば、政治家に関する汚職事件の報道において、社会的な評価を下げられる政治家・情報を発信する新聞記者・情報を受信する市民などを具体的に想定した者は、表現よりも名誉を常に優先させることはできないという考

^x 学習という場面を離れて、政治や社会との関係で、人権を考える際には、論者が人権という言葉をどのような意味で使っているかに注意を払う必要がある。

^{xi} 公民において憲法学の人権の学習ができていることもあろう。

えに至るであろう。また、その者は、事実と意見をできるかぎり区別することや、言い分を聞くことの重要性も理解するであろう。その結果、その者は、人権問題の理解を深めるであろう。

なお、筆者は、学習者が、最終的に極論を選択することになっても、その結論が、様々な立場から考えた結果であれば構わないと考えている。ただし、「憲法学における人権」の問題として考える以上、選択できる筋道には、多くの場合、一定のしほりがあることに注意を要する。また、様々な立場ということに関し、そもそも、日本国憲法は、特定の価値を前提とするものであり、また、政治とも切り離せないものであることにも注意を要する。筆者は、講義において、特定の政党の考え方に偏することなく、憲法学上オーソドックスと思われる立場を前提に、政治システムとの関係をふまえて人権の意味等を説明しようと心がけている。筆者としては、学習者が、基本知識や法的な考え方を身につけつつ、様々な意見を聞いて人権に関する具体的事案を考えるを通じ、自分なりに感覚をつかむことを期待している。このような「憲法における人権の学習」を通じて培った感覚は、人権問題の理解の助けになると思われる。

(2) 私人間の人権侵害と憲法

最後に、「憲法学における人権」は、必ずしも、人と人との間における人権侵害を顧みないわけではない。すなわち、まず、憲法自身が、私人間に直接人権規定があてはまることを、例外的に認めている場合がある（投票の秘密など）。次に、そうでない場合にも、一般的には、「人権という考え方」や「個別の人権」の趣旨が私人間にもあてはまるとされる。もっとも、後者の場合、ある人のした行為が人権侵害であるから憲法違反であるという話にはならない。ある人のした行為が社会的に許容しうる限度を超えると、たとえば民法の不法行為であるとして被害者に対して損害を賠償する責任等を負うことがあるという話になる。

実際のところ、私人間において人権侵害（と思われる）事件が起こった場合、それは、憲法解釈そのものの問題というより、刑法や民法といった法律の解釈

の問題となることが多いであろう。すなわち、たとえば、ある人（A）が、他人（V）の名誉を傷つける事実をネット上の掲示板に書き込んだ場合、現行の名誉毀損罪が、憲法第21条の保障する表現の自由を侵害し、憲法違反ではないかという問題を検討する余地がないではない。しかし、一般的には、刑法や民法という法律に、Aの名誉とVの表現を調整するための規定があることから、Aのしたことは、刑法の名誉毀損罪（刑法230条、同法230条の2等）や民法の不法行為（民法709条、同法723条等）の問題として検討するであろう。

これらの現象の主な原因は、憲法と法律の役割が違うことにある。誤解を恐れずにいえば、憲法は、原則として公権力が守るものであり、法律の多くは、公権力や市民が守るものである。したがって、筆者は、私人間における人権侵害において、一般的に憲法が登場しないことを、ことさらに問題にすべきであるとは考えていない。もっとも、憲法や法律の各分野の先人の積み重ねを共有し、それらを活かしていくことは必要であろう。

以上